

神警協発第136号

令和2年2月25日

会 員 各 位 様

(一社) 神奈川県警備業協会

会 長 畠 山 操

新型コロナウイルス感染症への適切な対応について

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の各種警備員教育・講習につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、見出しの件につきましては、県内でも新型コロナウイルスの感染者数が増加しつつあり、講習への影響が心配されるところであります。

つきましては、各種警備員教育・講習の開催に当たり、当面の指針を下記のとおりお示し致しますので、受講者及び講習関係者に周知いただきますとともに、講習関係者全員で予防意識を共有することが、大切である旨ご教示いただきたく存じます。

謹白

記

1 講習参加に当たって

各種警備員教育・講習（事前講習を含む。）開催前に風邪のような症状があれば、受講を辞退するように受講者及び講習関係者に周知する。

また講習中に発熱等で体調が優れない場合は、講習を辞退し帰宅していただく旨も周知する。

2 受講者及び講習関係者に対して

マスク着用の励行、咳エチケット、手や指を洗うことを徹底させる。

（オリエンテーション、開講式、修了考査等であっても、マスク着用を励行する。）

3 受講料について

○ 特別講習、警備員指導教育責任者講習

従来どおり、体調不良等の欠席であっても、受講料は返金いたしません。

○ 新任・現任警備員教育講習

従来どおり、未受講の場合は受講料を返金いたします。

4 参考（厚労省ホームページより抜粋）

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている。

（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）があるとき。

（高齢者や基礎疾患等のある方は、上記の症状が2日程度続く場合）

* 「帰国者・接触者相談センター」は各所にごございますので、

厚労省のホームページをご覧ください

以上